

幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。

平成27年2月6日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第4号

幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年岩手県条例第103号。以下「条例」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(幼保連携型認定こども園に置くべき職員及びその員数等の基準)

第2条 幼保連携型認定こども園には、次に掲げる職員を置くよう努めなければならない。

- (1) 副園長又は教頭
- (2) 主幹養護教諭、養護教諭又は養護助教諭
- (3) 事務職員

(幼保連携型認定こども園の設備の基準)

第3条 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所（以下この条において「保育室等」という。）を2階に設ける園舎に係る条例第5条第4項の規則で定める要件は、次のとおりとする。

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物であること。
- (2) 次の表の左欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる設備が1以上設けられていること。

区 分	設 備
常用	1 屋内階段 2 屋外階段
避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項に定める構造の屋内階段（建築物の1階から2階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号に定める構造とする。）又は同項に定める構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段

- (3) 保育室等その他園児が出入りし、又は通行する場所に、園児の転落を防止する設備が設けられていること。

2 保育室等を3階以上に設ける園舎に係る条例第5条第4項の規則で定める要件は、次のとおりとする。

- (1) 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる設備が1以上設けられていること。

階	区 分	設 備
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項又は第3項に定める構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項に定める構造の屋内階段（建築物の1階から3階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号に定める構造とする。）又は同項に定める構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備

		3 屋外階段
4階以上	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項又は第3項に定める構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項に定める構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項に定める構造の屋内階段（建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かって開くことができる窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号の国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができると認められるものに限る。）を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同項第2号、第3号及び第9号に定める構造とする。）又は同項に定める構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項に定める構造の屋外階段

(2) 前号の表の右欄に掲げる設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からそのいずれかに至る歩行距離が30メートル以下であること。

(3) 園舎の調理室が調理室以外の部分と建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画され、かつ、換気、暖房又は冷房の設備の風道が当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。ただし、次のいずれかの要件に該当する調理室については、この限りでない。

ア スプリンクラー設備その他これに類する設備で自動式のもので設けられていること。

イ 調理用器具の種類に応じて有効な消火装置で自動式のもので設けられ、かつ、調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

(4) 園舎の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

(5) 保育室等その他園児が出入りし、又は通行する場所に、園児の転落を防止する設備が設けられていること。

(6) 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関に火災を通報する設備が設けられていること。

(7) 園舎のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災のための処理が施されていること。

(8) 原則として満3歳未満の園児の保育の用に供するものであること。

(幼保連携型認定こども園の園舎に備えるべき設備の基準)

第4条 条例第6条第1項第6号の規則で定める設備は、次のとおりとする。ただし、特別の事情があるときは、第1号の職員室及び第2号の保健室は、兼用することができる。

(1) 職員室

(2) 保健室

(3) 飲料水用設備

(4) 手洗用設備及び足洗用設備

2 条例第6条第6項第2号の規則で定める設備は、次のとおりとする。

(1) 放送聴取用設備

(2) 映写設備

(3) 水遊び場

(4) 園児清浄用設備

(5) 会議室

(子育て支援事業)

第5条 条例第10条第2項の主務省令で定めるもののうち知事が定めるものは、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第2号）第2条第1号に掲げる事業とする。

(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例を準用する場合の技術的読替え)

第6条 条例第12条の規定により幼保連携型認定こども園について児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年岩手県条例第87号)の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替えられる児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第4条第1項	入所している者の人格	園児の人格
第4条第2項	児童の	園児の
第7条第1項	法	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律
第9条の見出し	入所した者	園児
第9条及び第19条第1項	入所している者	園児
第9条	又は入所	又は入園
第10条	入所中の児童	園児
	対し、 いう。)	対し、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号)第13条第1項の規定により読み替えて準用する いう。)第9条の2
第11条	児童福祉施設の長	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第1項に規定する園長(以下「園長」という。)
	入所中の児童等(法第33条の7に規定する児童等をいう。以下この条において同じ。)に対し、法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であって懲戒するとき、又は同条第3項 児童等	法第47条第3項 園児
第13条第1項	入所している者	保育を必要とする子どもに該当する園児
第13条及び第43条	省令	幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準第13条第1項の規定により読み替えて準用する省令
第18条	利用者	園児
第19条第1項	援助	教育及び保育(満3歳未満の園児については、その保育。第3項及び第47条において同じ。)並びに子育ての支援
第19条第3項	援助に関し、当該援助に係る措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは	教育及び保育並びに子育ての支援について、
	県又は市町村	市町村

第43条	幼児	園児
第47条	保育所の長	園長
	入所している乳幼児	園児
	保育	教育及び保育

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 条例附則第5項に規定する幼保連携型認定こども園については、園舎が建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物で、園児の待避上必要な設備を備えるときは、第3条第1項の規定にかかわらず、当分の間、保育室等を2階に設けることができる。

3 条例附則第7項に規定する幼保連携型認定こども園については、園舎が建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物（同号ロに該当するものを除く。）であり、第3条第1項第2号及び第3号の要件を満たすときは、第3条第1項の規定にかかわらず、当分の間、保育室等を2階に設けることができる。

4 条例附則第9項の規則で定める要件は、次のとおりとする。

- (1) 園児が安全に利用できる場所であること。
- (2) 園児が日常的に利用できる場所であること。
- (3) 教育及び保育の適切な提供が可能な場所であること。